

鳥取県有害図書指定

三オブックス：Amazonで販売禁止になった書籍



発売日：2020/04/03



発売日：2021/04/05



発売日：2021/10/13

2022年2月にこれらの書籍がAmazonで販売禁止になっていることが発覚

出典：いずれも三オブックスHPより

(左) <https://www.sansaibooks.co.jp/arienai/%e3%82%a2%e3%83%aa%e3%82%a8%e3%83%8a%e3%82%a4%e5%8c%bb%e5%ad%a6%e4%ba%8b%e5%85%b8.html>

(中) <https://www.sansaibooks.co.jp/arienai/%e3%82%a2%e3%83%aa%e3%82%a8%e3%83%8a%e3%82%a4%e5%b7%a5%e4%bd%9c%e8%be%9e%e5%85%b8.html>

(右) <https://www.sansaibooks.co.jp/mook/%E8%A3%8F%E3%82%B0%E3%83%83%E3%82%BA%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%83%AD%E3%82%B02022.html>

鳥取県：有害図書類指定審査部会（会議概要）

令和3年度第1回鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会（会議概要）

1 開催日時

令和4年1月17日（月）

午後1時30分から

2 開催場所

鳥取県庁議会棟第15 会議室

3 出席委員

福市委員、山本委員、浦木委員、
松本委員、大田委員

4 会議内容

（1）審査の実施

閲覧による図書類の内容確認

（2）審査結果の発表

右表

種別	有害図書類(指定候補)		
	題名及び号数	発行記号等	表示された発行所名
雑誌	<u>裏グッズカタログ 2022</u>	ISBN978-4-86673-279-4	<u>株式会社三オブックス</u>
雑誌	昭和の不思議 101 2021-2022 年冬の男祭り号	ISBN978-4-8130-4381-2	株式会社大洋図書
雑誌	闊世界 DX	ISBN978-4-86653-574-6	株式会社コアマガジン
雑誌	異常な国ニッポン DX	ISBN978-4-86653-575-3	株式会社コアマガジン
雑誌	実話ナックルズ 月刊2・3月合併号	4910048770321-00537	株式会社大洋図書
書籍	フェイクゴシップ	ISBN978-4-8019-7386-2	株式会社竹書房
書籍	南くんはその声に焦らされたい	ISBN978-4-7730-6224-3	株式会社笠倉出版社
書籍	<u>アリエナイ工作事典</u>	ISBN978-4-86673-249-7	<u>株式会社三オブックス</u>
書籍	<u>アリエナイ医学事典</u>	ISBN978-4-86673-163-6	<u>株式会社三オブックス</u>

鳥取県の公文書開示決定通知書（2022年5月31日）

鳥取県青少年問題協議会有害図書類指定審査部会では、委員が図書類を閲覧し、全体の内容から審査を行っており、**審査理由等について、委員の個別の発言は行われていない**状況です。このため、**会議の議事を記録したものとして存在する公文書は、会議概要のみ**となります。

鳥取県：有害図書類指定審査部会 委員名簿

委員名簿

所属団体等	職名	氏名
司書代表委員	鳥取市立中央図書館司書	■
表現者代表委員	鳥取県美術家協会会員	■
保護者代表委員	鳥取県PTA協議会評議員	■
鳥取県少年健全育成指導員等連絡協議会代表委員	鳥取県少年健全育成指導員	■
鳥取県書店商業組合	理事 株式会社鳥取今井書店専務取締役	■

鳥取県：有害図書指定理由①

有害図書類指定理由

令和4年9月8日

子育て・人材局

【鳥取県青少年健全育成条例】

(有害図書類の指定等)

第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- (1) 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
- (2) 著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
- (3) 青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの

名称	指定基準	主な記載概要等
裏グッズカタログ2022	<p>条例第13条第1項第2号 「著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発、助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」</p> <p>規則第8条第2項第2号 「全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現しているもの」</p>	<p>○14ページの「ピッキングガン」は、「特殊開錠用工具の所持の禁止等に関する法律」(2003年、通称『ピッキング法』)により、鍵を開ける道具について、所持制限が明確に定められているが、そのピッキングツールの基本セットが大手通販サイトで安価に購入できると明示している。また、鍵穴のどこに引っかけて、どのようにレバーを引くか、どういった錠が開錠し易いかなど具体的な開錠方法を記載し、写真で示しており、殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現している。</p> <p>○17ページの「つまようじクロスボウ」は、2017年に飲食店経営者による従業員への暴行事件に用いられた玩具であるが、最近、販売する業者が再び現れているということ、しかも、安価(送料込1,000円程度)でキット状態で購入できて自作できること、その組立手順や試射の状況を記載し、その威力なども写真で明示している。殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現している。</p> <p>○29ページの「2020高品質レーザーバチンコ」は、名前はバチンコの玉のような鉄球を飛ばすものであるが、刺さると簡単に抜けない鉄の矢を使用するとその威力が格段に高くなること、また、この道具を釣り具と表現して、命中させるには何度も練習や慣れが必要と記載している。併せて、道路上でペットボトルを的とした試射状況を写真で掲載してその威力が示されている。殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現している。</p> <p>○125ページの「ピストル型催涙スプレーKEEPER」は、催涙ガスをピストル型にすることで、軽量で扱いやすいものと紹介されている。護身グッズとして使用するにしても、いきなりピストルをつきつけられる恐怖が大きく、本物のピストルと誤解を受けてしまうおそれがある。青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるものである。</p> <p>(付録「スパイグッズカタログ2011～2021保存版」) ○94ページの「お手軽カギ開けマニュアル」は、身の回りの鍵は手軽に開けることができると、ピッキングの方法を解説図、写</p>

		<p>真入りで説明している。加えて、大手通販サイトで身元の確認無く販売されているピッキングツールのカスタマイズを写真で紹介している。正当な理由で使う想定と記載はあるものの、反社会的行為の準備や実行行為の手段となる。殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現している。</p>
アリエナイ工作事典	<p>条例第13条第1項第2号 「著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」</p> <p>規則第8条第2項第2号 「全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現しているもの」</p>	<p>○42ページの「狂気の吹き矢製作」は、100円ショップ等で安価に購入できる身近な材料(突っ張り棒、クリアファイル、粘着テープなど)で、作成することができ、威力を増すために、3Dプリンターで高性能ハイパワーの吹き矢の作り方の手順が写真で示され、詳細に作り方が説明されている。これら吹き矢も人や動物に向かって発射・連射されると人等を傷つけてしまう道具となる。青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるものである。</p> <p>○52ページの「DVDレーザー銃をDIY」は、レーザーポインターの出力規制を超えるレーザー銃の作り方が詳細に写真入りで説明されている。電流の流れによっては非常に危険なものであり、目の防護をしないと網膜が焼けるけがを負うもの。レーザー銃は護身用に持つものでもなく、危険な道具である。青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるものである。</p>
アリエナイ医学事典	<p>条例第13条第1項第1号 「著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」</p> <p>規則第8条第1項 「全体的な内容が人の尊厳を損なうような表現により性的興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもの」</p> <p>条例第13条第1項第2号 「著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」</p> <p>規則第8条第2項 「全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもの」</p>	<p>○45ページの「強制射精の世界」は、人工授精などで用いられる人工射精は医療行為であると断りながら、電極をアナルに挿入する、注射器で直接精子を吸い出す方法など、刺激的な言葉で記載されている。青少年の性的感情を刺激するおそれのあるものである。</p> <p>○48ページの「子宮口の処女を奪うとは」は、産婦人科で行う子宮口を開く行為等についてその方法や医療器具、実際の子宮口の写真を掲載している。青少年の性的感情を刺激するおそれのあるものである。</p> <p>○52ページの「チェーンソーの殺傷力」は、チェーンソーでの殺傷力を検証し、無残な人を不快にさせる残虐な写真を大量に見ることができる検索先が記載されている。青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるものである。</p> <p>○60ページの「東大入試のチ○コ検査」は、チ○コ、キンタマ、租チン検査の表現が使われ、検査の写真が掲載されている。説明に著しく卑劣な表現を用いている。青少年の健全な成長を阻害するおそれのあるものである。</p> <p>○176ページの「恋煩いの治療法」は、恋煩いという表現で青少年の興味を引き、薬物療法として、恋煩いに効く薬と治療法を写真入り・名前入りで紹介している。まず、保険適用で処方してもらえらるパキシル錠などと商品名を記載し、それが効かないならもっと強い薬である日本では未承認のプロザック、マジックマッシュルームの成分であるシロシピンなど。しかし、シロシピンは規制が厳</p>

鳥取県：有害図書指定理由②

条例第13条第1項第3号 「青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの」	しすぎるので、逮捕の危険を犯してでもマジックマッシュルームを買った方が安いなどの記載もある。恋煩いに効く薬、それが効かないならもっと強い薬をと誘導し、青少年の薬物の使用を誘発し、又は助長するおそれがある。
規則第8条第3項 全体的な内容が条例第11条第4号アに規定する薬物（以下この項において「薬物」という。）の使用を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもの」	

裏グッズカタログ2022（発行人：塩見正孝、発行所：株式会社三オボックス）
アリエナイ工作事典（文、監修：薬理凶室、発行人：塩見正孝、発行所：株式会社三オボックス）
アリエナイ医学事典（文：重留間次郎、監修：薬理凶室、発行人：塩見正孝、発行所：株式会社三オボックス）

2022年5月31日付けの書面

「審査理由等について、委員の個別の発言は行われていない」



2022年9月8日付けの書面

有害図書類指定審査の理由について非常に詳細に記載（誰がいつ発言した内容？）

鳥取県青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定基準

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）
（有害図書類の指定等）

第13条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に有害な図書類として指定することができる。

- （1）著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
- （2）著しく青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの
- （3）青少年による薬物の使用を著しく誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもので、規則で定める基準に該当するもの

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）
（有害図書類の指定の基準）

第8条 条例第13条第1項第1号の規則で定める基準は、全体的な内容が人の尊厳を損なうような表現により性を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- （1）肉体の全部又はその大部分を、露出し、又は透かし、かつ、著しく卑わいに表現しているもの
 - （2）性行為、わいせつ行為又は性欲に基づく変態的行為を具体的かつ露骨に表現しているもの
 - （3）せりふ、説明、発声、歌曲等で著しく卑わいな表現を用いているもの
 - （4）その他素材、表現等が前3号のいずれかと同程度以上に青少年の性的感情を刺激するおそれのあるもの
- 2 条例第13条第1項第2号の規則で定める基準は、全体的な内容が生命の尊厳を損なうような表現により殺人、暴力等を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
- （1）殺人、傷害、暴行、拷問、処刑等の行為又は場面を露骨に表現しているもの
 - （2）殺人、強盗、傷害、暴行その他の反社会的行為の準備又は実行行為の手段又は経過を詳細かつ著しく刺激的に表現しているもの
 - （3）その他素材、表現等が前2号のいずれかと同程度以上に青少年の粗暴性又は残虐性を誘発し、又は助長するおそれのあるもの
- 3 条例第13条第1項第3号の規則で定める基準は、全体的な内容が条例第11条第4号アに規定する薬物（以下この項において「薬物」という。）の使用を興味本位に取り扱うことを主眼としていると認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。
- （1）薬物の危険性及び法令等の規制について十分に示さないうえ、薬物が心身に及ぼす作用又は使用場面を具体的に表現するもの
 - （2）薬物の価格、入手方法、使用方法又は製造方法を詳細かつ具体的に表現するもの
 - （3）その他素材、表現等が前2号のいずれかと同程度以上に青少年の薬物の使用を誘発し、又は助長するおそれのあるもの

有害図書指定とどう闘うか？



鳥取県有害図書指定問題についての意見交換
左：三オブックス編集長小野さん
右：くられさん

＜考える有害図書指定への対抗手段＞

- ◆ 有害図書指定制度が問題であることについて声をあげ続ける
 - ⇒ 有害図書指定の会議等が
- ◆ 有害図書指定について、徹底的な情報公開請求を行う
 - ⇒ 鳥取県の事例での三オブックスの情報公開請求は極めて効果的
 - ※ 行政の説明責任の追及
- ◆ 地方議員に対する働きかけを行う
 - ⇒ 議会の質問で有害図書指定制度の問題を取り上げてもらう等
- ◆ 行政不服審査を行う
- ◆ 行政訴訟を提起する
- ◆ 立法措置を検討する

鳥取県有害図書指定の主な問題点

- ① 法律で禁止されていないにも関わらず、条例によって、有害図書として指定された図書類の青少年への販売等を禁止している
- ② そもそも青少年健全育成という目的と有害図書の販売禁止等の手段との間に関連性が認められるか疑義がある
- ③ 有害図書指定の基準が不明確である
- ④ 一つの自治体の条例が全国・全世界の者のインターネット上の行為を規制してしまっている。
- ⑤ 明らかな不利益処分であるにも関わらず、被処分者の権利利益の保護のための手続がとられていない
⇒ 条例違反では？

三オボックス：「鳥取県に有害図書指定の理由を聞いてみた」

- ① 「会議の開催概要を「議事録」と言い張り、まともな議事録を残していない。」（116頁）
- ② 「東京での指定は影響力が大きくなるため、他県よりは慎重に審議されているようだ（近年はBL本の件で問題となっているが）。なお、指定されると都庁に呼び出され、当該箇所を具体的に指摘される」（117頁）
- ③ 鳥取県は、三オボックスから質問状を送るまで、有害図書指定の理由すら示していない（121頁）



有害図書指定は明らかに「不利益処分」（鳥取県行政手続条例2条6号）に該当すると思われにもかかわらず、県側が条例上の義務を果たしているとは思えない。

- (1) 具体的な処分基準の策定・公表（第12条）
- (2) 弁明の機会の付与（第13条1項2号）
- (3) 不利益処分の理由の提示（第14条）